

子ども生活福祉部 における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------------|------------|-----------|------------------------|---------------------|-------------------|--|--------|
| 1 | 福祉政策課 | 沖縄県喀痰吸引等指導者講習事業 | 令和5年12月1日 | 1,265,000 | 公益社団法人 沖縄県看護協会 | 南風原町字新川2752番地17 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、厚生労働省が実施した「平成24年度喀痰吸引等指導者講習」と同等の内容の伝達講習を県内で行うものである。厚生労働省実施の指導者講習を受講したものは、看護師がほとんどであることから、県内唯一の看護の職能団体であり、看護職者の質の向上のための各種講習会の実績がある公益社団法人沖縄県看護協会に委託することが最も適切である。 以上の理由から同協会を契約相手とした。 | 特命随意契約 |
| 2 | 福祉政策課 | 沖縄県総合福祉センターエレベーター3号機・4号機修繕 | 令和5年12月21日 | 1,320,000 | 株式会社沖縄ダイケン | 那覇市おもろまち一丁目1番12号 | 第167条の2 第1項第2号 | エレベーターは各社独自の技術により製造されており、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来ない。 修繕後の安全性の担保・保証及び責任区分の明確化の面を考慮し、(株)沖縄日立へ修繕を依頼したところ、沖縄県総合福祉センターの修繕については管理受託業者である(株)沖縄ダイケンを案内されたことから、同社を契約相手とした。 | 特命随意契約 |
| 3 | 保護・援護課 | 生活保護システム標準化に関する業務委託 | 令和5年10月11日 | 5,500,000 | 富士通Japan(株)沖縄公共ビジネス部部长 | 那覇市久茂地一丁目12-12 | 第167条の2 第1項第2号 | 本県の生活保護システムは、富士通Japan(株)により開発されたものであり、今回の業務委託は、既存システムの開発業者でなければ、システムの円滑な運用に著しく支障を生じ、また障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため。 | 特命随意契約 |
| 4 | 高齢者福祉介護課 | 電子申請届出システム連携に伴うシステム改修 | 令和5年10月10日 | 3,300,000 | 株式会社佐賀電算センター | 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の相手方である佐賀電算センターは「沖縄県介護保険指定事業者等管理システム」の開発、導入及びその後のシステム運用業務について継続して履行している事業者であり、他業者に依頼した場合にシステムの動作環境に著しい障害を与える恐れがあるほか、著作権の侵害に当たる可能性も出てくることから、当該事業者との随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部 における随意契約の実績 (令和5年度3／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---------------------------------------|----------------|------------|--|--------------------------------|-------------------|--|-----|
| 5 | 子ども未来 政策課 | 青少年の抱える課題や支援策に関する調査業務委託 | 令和5年 10月30日 | 6,557,522 | 青少年の抱える課題や支援策に関する調査業務委託共同体 ①(株)アソシア ②こども支援・政策研究所 | 沖縄県北谷町北前1-10-8 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の者の提案は最低基準点を満たし、委託事業者として適切と認められたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 6 | 子ども未来 政策課 | 沖縄こどもの貧困緊急対策事業「県立高校の居場所づくり運営支援事業」業務委託 | 令和5年 11月1日 | 4,708,000 | 株式会社近畿日本ツーリスト沖縄 | 沖縄県那覇市久米2丁目4番16号 大樹生命那覇ビル6階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施において、設置校に応じた組織体制や生徒の支援体制を構築するとともに、支援対象となる生徒との信頼関係を築き、個々の実態を把握し情報共有を図る等、学校との連携を密に取ることが求められる。 そのため、具体的な就学支援の方法や居場所設置におけるコンセプト等を企画提案させることにより、より効果的な就学支援ができると考えることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきプロポーザル方式により企画提案公募を行ったところ、2者から応募があった。 それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者が提案内容に優れ、総合得点から算出される順位点が1位であったことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 7 | 子ども未来 政策課 | 令和5年度沖縄県若年妊産婦の居場所運営支援事業(北部圏域)業務委託 | 令和5年 12月25日 | 11,016,687 | 若年妊産婦の居場所運営事業(北部圏域)共同体 幹事団体:医療法人美ら海ハシイ産婦人科 構成員:BAO | 幹事団体住所:名護市大北5-3-4 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、育児相談、生活支援及びキャリア形成支援など総合的な支援を行うものであり、若年妊産婦及び子どもの支援に関して専門的な経験・知識のある事業者等へ委託して実施する必要があることから、公募により優れた企画提案を行った者と随意契約することとした。 プロポーザル方式により企画提案公募を行ったところ、提案内容が優れていた左記の事業者を選定した。 | |

子ども生活福祉部 における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|--------------------|------------------|---|--------|
| 8 | 障害福祉課 | 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業(圏域体制推進員配置) | 令和5年11月1日 | 1,553,000 | (特非)名護市障がい者関係団体協議会 理事長 比嘉 豪 | 沖縄県名護市字為又1120-112 | 第167条の2第1項第2号 | 当該事業では、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的としている。沖縄県ではこれまで、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業において、北中南部・宮古・八重山の5圏域に各1名のアドバイザーを配置し、その連携により広域的な相談支援体制の整備を図ってきたところであるが、令和6年度の障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センター設置等相談支援体制の整備について、都道府県による広域的な支援が努力義務化されることから、さらなる取組の強化が求められている。そのようなニーズに対応する必要があることから、各圏域自立支援連絡会議の機能を強化するために、アドバイザーの元で相談支援体制の整備や各市町村との連携強化を図る圏域体制推進員の配置を行うものである。 今回、委託先とした法人は、アドバイザーが所属する各圏域唯一の法人であることから、特命随意契約を締結する相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 9 | 女性力・平和推進課 | 第32軍司令部壕フィールドワーク等委託業務 | 令和5年10月5日 | 2,173,281 | 株式会社まるとまると | 沖縄県浦添市勢理客4丁目13番地1号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、企画提案内容や事業実施方法の妥当性等から、総合的に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |